

公営企業会計検討にあたっての基本的視点

- 1 地方公共団体への財政的影響の把握、地方公共団体間比較、民間同種企業等との比較が容易にできるようにしておくことが極めて重要である。

→ 経済性の発揮の検証に当たっては、企業会計原則を最大限取り入れることが有効である。

- 2 公営企業会計は、地方公共団体の一会計であり、公営企業の資産債務は、対外的には、地方公共団体の資産債務である。したがって、公営企業債の借入れは地方公共団体として行うものであり、その償還確実性は、公営企業の経営状況等により判断されるべきものではなく、地方公共団体全体の財政状況等により判断されるべきものである。

また、公営企業会計の特徴として、出資は一般会計等からのものに限られている。

→ 公営企業会計は、民間の企業会計のような債権者、株主等の外部利害関係者への情報開示という積極的役割はない。

- 3 一方で、公営企業の事業内容、一般会計等との負担区分、料金水準等を含む経営状況について、適切に議論、検証等が行われる必要がある。具体的には、予算・決算・付属書類等を基に、議会の審議（予算：議決、決算：認定）を通じて行われるものであり、また、住民にも適切に情報開示等がなされる必要がある。

→ 公営企業経営の前提として予め次の事項等が明らかにされている必要がある。

（公営企業設置条例における「経営の基本に関する事項」において、規定しておくことが考えられるか。）

- ・ 供給するサービスの内容
- ・ 料金収入と税金の負担区分の考え方
 - ※ 公営企業法第17条の2による負担、第17条の3による補助、第18条による出資、第18条の2による長期貸付けと、その性格を峻別して整理する必要がある。
- ・ 企業経営の自主性・独立性の確保、世代間負担・地域間負担の公平の確保等を踏まえた資本蓄積の考え方

→ 公営企業会計の見直しは、予算書、決算書、付属書類等のあり方に適切に反映される必要がある。

- 4 その他

- ・ 公営企業の特徴を踏まえた必要な注記が必要となることが考えられること。
- ・ 関係法令等との関係も踏まえ、適切な経過措置、財政措置が講じられるべきこと。